

# 事業承継・雇用継続奨励金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の事業継続と雇用確保のため、その事業を承継する方に対し、奨励金を給付します。

本奨励金は、事業承継の形式によって

①個人移住型 と ②法人譲受型 に分かります。

## ① 個人移住型 【給付額：50万円】

### 給付対象者

次の（１）～（４）のいずれにも該当する者。

- （１）令和２年７月３日時点で県外に居住している（いた）者
- （２）令和３年２月２６日までに米沢市内に移住した者
- （３）令和２年７月３日から令和３年２月２６日までに個人事業者の事業を承継した者
- （４）事業を承継した後、半年間、雇用従業員数を維持する者

### 申請方法

以下の書類を受付窓口に郵送してください。【受付窓口は裏面に記載】

- （１）給付申請書（様式第１号）
- （２）事業承継の基本合意に関する届出書（様式第２号）
- （３）承継者の身分証明書の写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）
- （４）奨励金振込口座の写し
- （５）給付の対象外となる者でないことの誓約書（様式第３号）※被承継者と承継者の双方からの提出が必要です

## ② 法人譲受型 【給付額：100万円】

### 給付対象者

次の（１）～（５）のいずれにも該当する者。

- （１）大企業でない者、または大企業の経営に携わる者でない者
- （２）県外企業でない者、または県外企業の経営に携わる者でない者
- （３）米沢市内に本社を置く法人（中小企業・小規模事業者に限る）の事業を株式譲渡、事業譲渡、吸収、合併等により譲り受け事業を承継する者。ただし、次の場合を除く。
  - ア グループ企業間で事業を譲り受ける場合
  - イ 三親等内の親族間で事業を譲り受ける場合
- （４）令和２年７月３日から令和３年２月２６日までに事業の承継に関して最終合意した者
- （５）事業を承継した後、半年間、雇用従業員数を維持する者

## 申請方法

以下の書類を受付窓口に郵送してください。

- (1) 給付申請書（様式第1号）
- (2) 基本合意書の写し、または事業承継の基本合意に関する届出書（様式第2号）
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 法人の株主名簿の写し（原本証明をしたもの）
- (5) 法人の直前の事業年度に係る決算書の写し
- (6) 奨励金振込口座の写し
- (7) 給付の対象外となる者でないことの誓約書（様式第3号）※被承継者と承継者の双方からの提出が必要です

## ①、② 共通事項

### 申請受付期間

令和2年8月17日（月）から令和3年2月26日（金）まで【必着】

### 申請受付窓口・お問合せ先

#### 米沢市産業部商工課

〒992-8501 米沢市金池5丁目2-25 電話番号：0238-22-5111（内線3803、3804）

### 留意事項等

- ・ 次の各号のいずれかに該当する者は、給付の対象外です。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者、及び当該事業を行う事業者から事業を承継する者
  - (2) 次のいずれかに該当する者、及び次のいずれかに該当する者から事業を承継する者
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
    - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等である者
    - エ 暴力団または暴力団員等が経営に実質的に関与している者
    - オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
    - カ 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等暴力団の維持または運営に協力し、または関与している者
    - キ その他暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ・ 奨励金の交付決定を受けた後に、予定していた事業承継を中止する場合は、所定の様式を市に提出の上、承認を受けなければなりません。
- ・ 奨励金の給付を受けた場合、事業承継後6か月を経過した日の雇用状況を市に報告しなければなりません。また、その報告における雇用従業員数が事業承継直前の雇用従業員数に比して減少している場合は、特別な事情があるときを除き、奨励金の返還を命じます。
- ・ 偽りその他不正の手段により奨励金の給付を受けた場合等には、給付の決定を取消し、奨励金の返還を命じます。
- ・ 奨励金の給付を受けた場合、その給付に係る証拠書類を、給付年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。
- ・ その他の必要事項等については、本市の奨励金給付事業実施要綱を御参照ください。